

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 岩手県立大船渡病院の医療体制の強化について</p>	<p>岩手県立大船渡病院は、本市を含む気仙地域の基幹病院として、救急医療をはじめとする各種診療機能の充実が図られてきました。</p> <p>こうした中、東日本大震災により、気仙地域の医療施設の多くが被災し、総体的に医療機能が低下する一方、救命救急センターを併設する県立大船渡病院が地域医療に果たす役割は一層大きくなり、地域住民の期待もますます高まっています。</p> <p>つきましては、将来にわたって安全・安心な地域完結型医療を確保するため、次の事項を重点に県立大船渡病院の医療体制を強化されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 救命救急センター専従医師と麻酔科、神経内科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の常勤医師を配置するとともに、呼吸器内科、血液内科、消化器内科及び精神科の医師を増員すること。</p> <p>(2) 高齢化社会に対応し、寝たきり高齢者を少なくするため、急性期及び回復期リハビリテーション機能の充実及びそのためのスタッフの増員を図ること。</p> <p>(3) 安心して出産できる環境づくりに資するよう、産科医師と助産師を増員すること。</p> <p>(4) 本地域の地域医療連携を充実させるため、医療社会事業士を増員すること。</p>	<p>(1) 県立大船渡病院における救命救急センター専従医師、麻酔科、神経内科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の常勤医師の配置並びに呼吸器内科、血液内科、消化器内科及び精神科の医師の増員については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金養成医師の計画的な配置などに積極的に取り組んでいるところであり、今後においても、このような医師確保対策の推進を図りながら医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>(2) 大船渡病院におけるリハビリテーション機能については、地域におけるリハビリテーションの需要、医療資源、医療機関の役割分担と連携の状況等を踏まえて検討していくこととしています。</p> <p>(3) 産婦人科医師の増員については、現在、4名の常勤医師を配置しているところであり、更なる増員は極めて厳しい状況ですが、周産期医療の充実を図る観点から関係大学に派遣を要請するなど引続き医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>助産師の増員については、退職予定者数の状況や各病院の機能等を踏まえ、採用者数を決定し、職員採用試験の受験者を募っているところですが、近年、受験者数が採用予定者数を下回る状況が続いていることから、退職者分を確保することも困難な状況になっています。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>そのため、県内外の養成学校等の就職説明会に出向き、学生に県立病院の利点等についてPRするなど、受験者確保に努めているところです。</p> <p>(4) 患者、ご家族のニーズを尊重した医療・保健・福祉サービスの活用や在宅医療への円滑な移行を推進するため、各県立病院に「地域医療福祉連携室」を設置し、医師や事務職員を配置（兼任）しているほか、看護師等と連携しながら、退院調整等の業務を行っているところです。</p> <p>地域医療福祉連携体制については、これまで専従配置としていた医療社会事業士に加え、各圏域の基幹病院の看護師及び事務職員を専従配置とすることにより、地域病院をも包括した運営体制の構築を進めることとしています。</p>			
<p>2 中小企業等復旧・復興支援事業(グループ補助)の拡充などについて</p>	<p>本事業(グループ補助)につきましては、東日本大震災により被災した中小事業者の事業再開を大きく後押しするものでありますが、被災事業者の中には、事業規模や業種の関係でグループ化が困難なため補助申請に至らない、また、一日も早く事業を再開するため、一部復旧事業に着手したことから、本事業の要件を満たすことができないなど、以前にも増して補助申請が困難な状況になっている事例が散見されます。</p> <p>つきましては、本事業の円滑な導入により早期復興の推進に資するため、次の事項について、国をはじめ関係機関に働きかけていただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 事業用地の造成をはじめ関連事業の進捗を考慮するなど、地域の実情に応じた事業の継続実施を図ること。 (2) 事業再開を目指す中小事業者の現状を踏まえ、遡及適用や単独申請など条件緩和を図ること。</p>	<p>被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応する必要があると考えており、そのためにも、国に対して中小企業等グループ補助金の事業継続や既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための予算措置を講じることを国に要望しており、平成28年度の中小企業庁の概算要求にグループ補助金の予算が盛り込まれております。</p> <p>また、グループ補助金の遡及適用は、震災発生直後の混乱時期を踏まえて平成24年度まで実施されたものであることから、国の意向を踏まえ、再度訴求措置を講じることは困難と考えています。</p> <p>なお、グループ補助金では、既に認定したグループに構成員として追加することが可能ですが、それが困難な事業者には、市町村と連携した中小企業被災資産復旧事業費補助金により、事業者の復旧を支援していくこととしています。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 岩手県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の継続について</p>	<p>本市におきましては、平成26年度における農林水産業の有害鳥獣被害額が、32,000千円に及ぶなど、年々深刻になっている現状を踏まえ、岩手県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の導入をはじめ、各種の対策を講じているところであります。</p> <p>こうした有害鳥獣被害につきましては、シカ推定生息数の著しい増加傾向などを勘案しますと、今後も一定程度の被害が予想されるところであり、農林漁家の生産意欲の低下を招かないよう、各方面から継続的な被害防止対策を求める声が一層高まっております。</p> <p>つきましては、農林水産業における有害鳥獣被害の低減を図るため、平成28年度以降も岩手県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を継続して実施されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>有害鳥獣捕獲について、昨年度までは「岩手県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業」において市町村緊急捕獲等計画に基づき捕獲されるニホンジカ等の捕獲頭数に応じた経費を助成してきました。</p> <p>平成27年度から国の鳥獣被害防止総合対策交付金が組み替えられ、当該緊急捕獲等対策事業は、「岩手県鳥獣被害対策総合支援事業」のメニューとして引続き同様の内容で実施しています。</p> <p>平成27年度当該交付金の交付額は要望額に充足していないことから、県としては、国に対して追加の予算措置を要望しておりますし、確実な効果発現が図られるよう、被害の状況を踏まえて、平成28年度においても当該交付金事業の継続及び十分な予算措置を要望しているところです。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B</p>
<p>4 岩手県森林整備加速化・林業再生基金事業(森林病虫獣害対策)の継続について</p>	<p>本市におきましては、重要な広葉樹資源であるナラ類の生育に影響を及ぼすナラ枯れ被害が初めて確認された平成25年度以降におきまして、その被害面積が約164ha、枯死被害木が891本と大規模なものとなっております。</p> <p>このことから、岩手県森林整備加速化・林業再生基金事業(森林病虫獣害対策・補助率10/10)により、必要な対策を講じたところでありますが、今後も発生することが予想され、継続的な被害の防除及び拡大防止対策の実施が、強く求められております。</p> <p>つきましては、ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、本年度以降も岩手県森林整備加速化・林業再生基金事業(森林病虫獣害対策)を継続されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>大船渡市で発生したナラ枯れについては、市が事業主体になり平成26年度は、森林整備加速化・林業再生基金事業(国庫)により立木くん蒸処理を実施したほか、平成26年秋と平成27年春に森林病虫害等防除事業(国庫)により立木くん蒸、伐倒くん蒸処理を実施しました。</p> <p>森林整備加速化・林業再生基金事業(国庫)は平成26年度で終了したことから、平成27年度は、森林病虫害等防除事業で引き続き駆除することとしております。</p> <p>また、県では、平成27年度、地域経営推進費により、ナラ枯れ被害拡大防止のためのおとり木・おとり丸太による誘引捕殺、防除作業研修会の開催することとしており、補助事業による駆除を含めた総合的な防除対策に取り組んでいきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B</p>

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 サケ増殖事業の広域的かつ計画的な推進について</p>	<p>サケの母川回帰という特性を生かしたふ化放流事業につきましては、サケの資源造成に不可欠なものであり、この事業の発展が、本県のサケ漁業を支えてきたところでもあります。</p> <p>しかしながら、近年のサケ回帰率の低下は、サケ漁業に大きな影響を及ぼしただけでなく、漁業協同組合などによるふ化場の運営も困難にしております。</p> <p>こうした中、東日本大震災の影響などでサケの稚魚の飼育と放流が十分でなかったことなどから、今後の漁獲量につきましても、さらに減少する見込みと言われております。</p> <p>つきましては、本県のサケ増殖事業を推進するため、次の事項について、県としての取組を強化するとともに、なお一層関係機関に働きかけていただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 将来にわたって効率的かつ安定的にサケの資源確保が図られるよう、ふ化放流体制を強化すること。</p> <p>(2) 安定的かつ計画的な種卵確保のため、ふ化場とサケ漁業者との連携を強化し、資源を獲る側も増殖事業に積極的に参画する体制を維持・強化すること。</p>	<p>ふ化放流体制については、県と業界団体代表や外部有識者で構成する「岩手県さけふ化放流事業復興検討会」の場等において、被災したふ化場の復旧のあり方、確実な稚魚生産のための種卵確保対策を検討してきました。</p> <p>また、効率的かつ安定的なサケ資源の確保に向け、各ふ化場ごとに、稚魚生産における全ての作業工程を検証し、確実に回帰する稚魚を生産できるよう、検討を進めているところです。</p> <p>さらに、昨年度、水産技術センターさけ大規模実証試験施設を整備し、稚魚の生産及び放流方法の改良試験を開始しており、得られた成果を順次、現場に還元することで、ふ化放流体制の強化と早期の漁獲量の回復に努めて参ります。</p> <p>種卵確保については、今年度も昨年度同様、漁期前に、海産親魚の使用や定置網の垣網部分の短縮などの段階的対策の実施について、増殖協会と定置協会から合意を得ており、種卵確保状況を的確に判断しながら、ふ化場とサケ漁業者連携のもと、計画的に種卵を確保する予定としています。</p> <p>なお、サケ漁業者の増殖事業への参画については、定置網漁業者、サケ延縄漁業者が、秋サケ漁獲金額から一定の割合（現在7%）で増殖経費へ拠出する仕組みが整備・運用されているところです。</p> <p>県としては、今後とも、関係する市町村、漁業団体等と連携しながらサケ増殖事業を安定的かつ計画的に推進していきますので、引き続きご協力をお願いします。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>水産部</p>	<p>B</p>

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6 (仮称)大船渡中央インターチェンジの整備について	<p>本市を縦貫する三陸沿岸道路につきましては、東日本大震災時には、救護活動や救援物資の搬送などにより、「いのちの道」として大きな役割を果たすとともに、その後、高田道路の供用により、人と物の交流拡大が図られてきたところであります。</p> <p>こうした経験を踏まえ、本市では、災害に強い安全・安心なまちづくりはもとより、重要港湾・大船渡港の利用促進や地場産業の振興、企業誘致の推進、交流人口の拡大などを図りながら、一日も早い復興を果たすうえで、本市中心市街地から、より短時間で三陸沿岸道路に接続できるインターチェンジの整備が急務であると考えております。</p> <p>つきましては、県におかれましても、本市で調査・検討している(仮称)大船渡中央インターチェンジの整備に係る手法や財源などについて、特段のご教授とご配慮をお願いいたします。</p>	<p>(仮称)大船渡中央インターチェンジの整備については、国の動向を見極めながら、関係制度の情報提供をしていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
7 東北横断自動車道に接続する新ルート of 早期整備について	<p>「岩手県広域道路整備基本計画」の中で、本市と東北横断自動車道釜石秋田線を結ぶ大船渡遠野連絡道路が、交流促進型広域道路として位置づけられております。</p> <p>本路線は、東日本大震災からの復興や県内最大級の物流拠点機能を有する重要港湾・大船渡港の利用促進、交流人口の増大などを図るうえで極めて重要な役割を果たすものであり、産業・経済関係者をはじめ多くの市民から、早期整備を切望する声が日増しに高まっているところであります。</p> <p>つきましては、国において「復興支援道路」に位置づけて整備が進められている東北横断自動車道釜石秋田線に接続する大船渡遠野連絡道路の整備に早期に着手されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>東北横断自動車道と大船渡市を結ぶアクセス道路の整備については、それぞれの道路の果す役割を勘案するとともに、事業の規模や交通量、周辺の道路ネットワーク状況等も考慮しながら総合的に検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 一般国道107号及び397号の改良整備について</p>	<p>一般国道107号及び397号につきましては、本市と県内陸部を結び、地域連携や多様な交流促進による自立的な社会形成を図るうえで極めて重要な路線であります。</p> <p>特に一般国道397号につきましては、大船渡港湾関連道路として、大船渡港を発着点とする国際フィーダーコンテナ定期航路の利用促進に資する路線であり、港湾物流機能の充実に伴い、同路線が果たす役割が一段と高まっているところであります。</p> <p>このことから、港湾利用業者や地域住民から、改良整備の促進や豪雨に伴う土砂崩れ防止など、安全対策の充実に求める声が多く寄せられております。</p> <p>つきましては、早期復興と地域振興を図るうえで極めて重要な両路線の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般国道397号の整備促進並びに早期完成 (2) 一般国道107号の急カーブ、急勾配、路面凍結などの解消</p>	<p>国道397号の改良整備については、これまで、国道107号との取付け区間を平成17年度に、高屋敷地区の1.5kmを平成19年度に、平成25年9月には子飼沢工区を、平成26年10月には津付道路を供用しました。</p> <p>現在、同路線では高屋敷工区、分限城～赤金工区で整備を進めておりますが、早期の完成供用に向けて整備を推進していきます。(B)</p> <p>国道107号のさらなる改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p> <p>なお、路面凍結等の対策については、急カーブ、急勾配区間のきめ細やかな凍結防止剤散布や初期除雪の推進等、より一層良好な道路維持管理に努めていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B、C</p>

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原工区の改良整備について</p>	<p>本路線は、三陸沿岸地域の代表的景勝地「碁石海岸」への玄関口となる路線であり、さらに本市末崎町及び陸前高田市東部地区の住民にとりましては、本市中心部に至る唯一の生活道路であります。</p> <p>しかしながら、本路線は狭あい曲線部が多く、また、一部の区間が海沿いを通ることから、東日本大震災の際には被災して通行不能となりました。その結果、末崎町の一部地域が孤立状態になるなど、救援や捜査活動などに大きな支障を来したところでもあります。</p> <p>現在、本路線の周辺の高台には、防災集団移転促進事業により、被災された方々が集団移転するための敷地造成が完了しております。</p> <p>つきましては、津波被害を受けないよう、また、地域住民の速やかな避難に資するため、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 末崎町船河原地内から高台を通り、同町末崎町上山地内を結ぶ新ルートの早期整備 (2) 上記新ルートと交差する市道については、すべて接続させること。</p>	<p>本区間については、国の復興交付金事業において、船河原地区として平成24年度に事業着手したところであり、今年度は構造物設計、用地測量等を進めていきます。</p> <p>新ルートと交差する市道との接続については、出来る限り沿道住民の利便性に配慮した計画となるよう進めていますが、地形的に接続が困難なケースもあることから、引き続き大船渡市と調整をしていきます。</p> <p>今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10 主要地方道大船渡綾里三陸線の改良整備について</p>	<p>本路線は、本市の中心市街地から港湾施設や工業用地の整備が進められている赤崎町永浜・山口地区を経由し、三陸町綾里地区から越喜来地区に至る唯一の路線であり、通勤・通学をはじめ生活道路として広く利用されています。</p> <p>しかしながら、一部の区間が、海岸沿いの低地を通っていることから、東日本大震災の際には、津波の来襲により通行不能となり、赤崎町及び三陸町綾里地区の集落の一部が孤立状態になるなど、救援・捜索活動などに大きな支障を来したところであります。</p> <p>こうした中、赤崎町内では、被災した小中学校の移転新築や防災集団移転促進事業による高台への集団移転に伴う敷地造成工事が進められており、本路線につきましても、これらを踏まえ、津波被害を受けない新ルート of 整備が急務となっております。</p> <p>また、三陸町越喜来地区におきまして、漁業集落防災機能強化事業の実施に対応し、津波が来襲しても浸水しない路線としての改良整備が求められているところであります。</p> <p>つきましては、津波被害を受けない安全な幹線道路ネットワークの構築を目指すとともに、当面、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎工区及び越喜来工区の早期整備 (2) 上記工区内交差する市道については、すべて接続させること。</p>	<p>本路線については、津波により浸水した道路において、大船渡市の復興まちづくりと一体となった「まちづくり連携道路整備事業」を実施するほか、「復興関連道路」に位置付けた小石浜地区の整備を推進し、引き続き安全な幹線道路ネットワークの構築を進めていきます。</p> <p>赤崎工区及び越喜来工区の整備については、国の復興交付金事業において、赤崎地区、越喜来地区として平成24年度に事業着手したところであり、平成27年度は用地取得及び道路改良工事等を進めていきます。</p> <p>新ルートと交差する市道との接続については、出来る限り沿道住民の利便性に配慮した計画となるよう進めています。地形的に接続が困難なケースもあることから、引き続き大船渡市と調整をしていきます。</p> <p>今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 一般県道の改良整備について (1) 一般県道 基石海岸線</p>	<p>市内における一般県道につきましては、地域の産業活動や通勤・通学、買い物など人々の日常生活を支えるとともに、主要な観光地を結ぶ重要な路線であります。 また、今日、東日本大震災からの早期復興に向け、市内各地で実施されている各種復旧・復興事業の推進に資する基盤でもあることから、通行量が増大しているところあります。 つきましては、安全・安心なまちづくりと復興の一層の推進を図るため、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般県道基石海岸線(末崎～基石工区)：被災者の住宅移転を考慮した地域の孤立を防ぐ浸水しないルートでの早期整備</p>	<p>本路線については、復興交付金事業において、末崎～基石地区として平成24年度に事業着手したところであり、平成27年度は用地測量、用地取得、道路改良工事等を進めていきます。</p> <p>今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>11 一般県道の改良整備について (2) 一般県道 吉浜上荒川線</p>	<p>(2) 一般県道吉浜上荒川線：狭あい区間の改良整備</p>	<p>本路線の改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C
<p>11 一般県道の改良整備について (3) 一般県道 崎浜港線</p>	<p>(3) 一般県道崎浜港線(越喜来工区)：被災した越喜来地区のまちづくりと連携した、かつ、浸水しないルートでの早期整備</p>	<p>本路線については、国の復興交付金事業において、越喜来地区として平成24年度に事業着手したところであり、平成27年度は用地取得、道路改良工事等を進めていきます。</p> <p>今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
11 一般県道の改良整備について (4) 一般県道丸森権現堂線	(4) 一般県道丸森権現堂線：大船渡駅周辺地区土地区画整理事業地区以南における線形・拡幅・改良整備	大船渡市下船渡地区については、幅員が狭く、大型車のすれ違いが困難なことから、平成26年度に事業着手したところ。大船渡漁港海岸防潮堤事業と一体的な整備を図る方向で調整しており、平成27年度は道路・橋梁設計、用地測量等を進めていきます。 今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。	沿岸広域振興局	土木部	B
11 一般県道の改良整備について (5) 一般県道唐丹日頃市線	(5) 一般県道唐丹日頃市線：日頃市町関谷交差点から下宿間の歩道整備及び赤坂峠に至る狭あい・急カーブ区間の改良整備	歩道整備については、各地域から多くの要望があることから、必要性や緊急性の高い箇所から整備を進めています。 御要望の箇所については、今後の交通量の推移、地域の沿道状況や県全体の進捗等を踏まえ検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。 赤坂峠付近の改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。	沿岸広域振興局	土木部	C
11 一般県道の改良整備について (6) 一般県道上有住日頃市線	(6) 一般県道上有住日頃市線：狭あい・急カーブ・急傾斜区間及び六郎峠付近区間の改良整備	本路線の改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。	沿岸広域振興局	土木部	C

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>12 大船渡港湾施設の復旧・整備と利用促進について</p>	<p>国際港湾都市を標榜する本市にとりまして、大船渡港は、物流ネットワークの形成と活力に満ちた地域づくりを支える根幹施設であり、県内最大級の物流拠点として、本市はもとより、県勢の発展に大きく寄与してきたところであります。</p> <p>このような中、現在、東日本大震災により甚大な被害を受けた本港の港湾施設につきましては、港内各所で復旧工事が進められております。</p> <p>また、本市においては、震災後、新たに国際フィーダーコンテナ定期航路が開設され、航路の安定運営に向けて積極的にポートセールスを実施するとともに、貨物の集荷を促進するため、野々田ふ頭におけるコンテナ用上屋の整備や県において整備予定である永浜・山口地区工業用地への企業誘致、さらには、国際リニアコライダー（ILC）の誘致活動への参画などに鋭意取り組んでいるところであります。</p> <p>つきましては、港湾物流機能の再生・拡大、企業誘致による雇用の創出などにより地域経済の振興を図り、震災からの早期復興を推進するため、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 岸壁、ふ頭用地、臨港道路などの港湾施設の復旧・整備の推進 (2) 永浜・山口地区工業用地の早期完成、雇用創出につながる企業への早期売却及び本市の意向を反映した土地利用の推進 (3) 港湾施設使用料の低減と国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度の創設 (4) 港湾物流に係る県営上屋の設置 (5) 大規模地震に対応した耐震強化岸壁の整備</p>	<p>(1) 港湾施設の復旧・整備の推進について 茶屋前ふ頭・野々田ふ頭等の港湾施設については、現在災害復旧工事を進めているところであり、港湾利用者と調整しながら、引き続き推進します。 永浜・山口地区の新たな公共ふ頭整備については、現在震災による手戻り工事（岸壁・護岸等の嵩上げ工事）を進めており、引き続き早期完成に向け推進します。</p> <p>(2) 永浜・山口地区工業用地について 工業用地整備については、平成27年度に工事着手するところであり、今後は関係機関と調整しながら進めていきます。 また、工業用地への産業集積に当たっては、地元市の意向が重要であることから、今後とも市と情報共有を図りながら企業誘致を進めてまいります。</p> <p>(3) 港湾施設使用料の低減等について 利用促進等に向けた制度創設については、船主や荷主の意向、企業の物流動向等を踏まえ、利用目的や効果等を考慮しながら検討を進めていきます。</p> <p>(4) 上屋について 県営上屋については、企業誘致や港湾取扱貨物量の見通しなどを踏まえ、必要に応じて検討していきます。コンテナ用市営上屋については、現在市において建設を進めているところであり、引き続き円滑な施設整備が図られるよう調整していきます。</p> <p>(5) 耐震強化岸壁について 耐震強化岸壁については、緊急輸送道路や防災拠点へのアクセス、背後圏人口など立地条件を総合的に検討し、さらに、今後の港湾施設の利用状況を勘案のうえ港湾計画に位置付けた後に整備手法について検討を進めていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

大船渡市

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13 国指定史跡の公有化対策の拡充について</p>	<p>本市における国指定の貝塚遺跡につきましては、史跡指定地のうち民有地の占める割合が、蛸ノ浦貝塚で約60%、下船渡貝塚で約36%、大洞貝塚で約51%となっており、いずれも文化財保護法により、民有地部分については、私的利活用が規制されております。</p> <p>こうした中、蛸ノ浦貝塚におきましては、東日本大震災の被災者から、史跡指定地の一部を住宅移転地として利用したい旨要望が出されました。これに対し、所管の文化庁から、史跡の持つ歴史的意義や重要性に照らし、史跡地内の現状変更などの規制緩和は、まったく不可能であるとの明確な回答をいただいております。</p> <p>また、大洞貝塚におきましては、民有地の買い取りの要望を受けており、今後、史跡指定地所有者の意向調査の結果次第では、同様の要望が増えることも想定されます。</p> <p>したがいまして、本市におきましては、史跡の適切な維持管理を継続し、良好な保存を図るためには、民有地部分の公有化が不可避であると考えております。</p> <p>つきましては、国指定史跡の公有化を推進するため、次の事項が実現するよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 公有化に関する県補助金の適用について、世界遺産関係地区に限定した現行制度を改め、県内全域に拡大すること。</p> <p>(2) 東日本大震災被災自治体の負担を軽減するよう、補助率を引き上げること。</p>	<p>史跡公有化等の国指定文化財に関する事業については、国庫補助事業で対応することを原則とし、世界遺産関連事業や災害復旧など緊急度、重要度が高いものについては、国庫補助事業に併せて県の補助事業の対象としているところです。</p> <p>史跡公有化は、史跡の保護を図るため重要であることから、県としては、引き続き文化庁との連絡調整を行うとともに、被災自治体の意見を文化庁に伝えていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>C</p>